# 自 動 車 リ サ イ ク ル 法
# フ ロ ン 類 回 収 業
## 新 規・更 新
# 登 録 申 請 要 領

平 成 26 年 4 月



姫　　路　　市


登録申請書の提出先

〒６７０－８５０１
姫路市安田四丁目１番地（東館３階）
姫路市環境局美化部産業廃棄物対策課
電　話　（０７９）２２１－２４０５
Ｆａｘ　（０７９）２２１－２９５４

## １　はじめに

使用済自動車の再資源化等に関する法律（以下「自動車リサイクル法」といいます。）に基づき、使用済自動車に搭載されているカーエアコンからフロン類の回収を行う事業者は、業務を行う事業所の所在地を管轄する都道府県知事（又は保健所設置市長※）の登録を受けなければなりません。
（※兵庫県域における保健所設置市は姫路市、神戸市、西宮市、尼崎市です。）

## ２　申請しようとする人は次の事項を確認してください。

(1)　自動車リサイクル法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」といいます。）及び特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（以下「フロン類回収破壊法」といいます。）を遵守すること。

⑵ フロン類回収業を登録しようとする場合
①　申請に係る事業所ごとにフロン類回収設備が使用できること。
②　フロン類回収設備の種類が、回収しようとするフロン類の種類に対応するものであること。

(3) 自動車リサイクル法で定める以下の「欠格要件」に該当しないこと。

**欠格要件（自動車リサイクル法第５６条第１項）**
**登録を受けようとする者が次のいずれかに該当する場合は登録されません。**

１　成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
２　自動車リサイクル法、フロン類回収破壊法若しくは廃棄物処理法又はこれらの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者
３　第５８条第１項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から２年を経過しない者
４　フロン類回収業者で法人であるものが第５８条第１項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前３０日以内にそのフロン類回収業者の役員であった者でその処分のあった日から２年を経過しないもの
５　第５８条第１項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
６　フロン類回収業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が前各号のいずれかに該当するもの
７　法人でその役員のうちに第１号から第５号までのいずれかに該当する者があるもの

※　役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。

## ３　登録申請書の提出

⑴ 新規・更新登録申請について

「フロン類回収業者登録申請書」に必要な書類（**４ページの「登録申請に必要な提出書類一覧」**参照）を添付の上、正本１部、副本１部を提出してください。

※　郵送途上におけるトラブルを防止するため、申請書類は直接窓口へ御持参ください。

※　申請書等は別紙様式集を使用するか、又は下記の姫路市役所産業廃棄物対策課のホームページからダウンロードして作成してください。

http://www.city.himeji.lg.jp/s40/2212405/_3690/_3682.html

⑵ 更新登録申請について

フロン類回収業者は、登録を受けてから５年以内にその更新を受ける必要があります。登録の有効期間内に更新を受けない場合、その効力を失うことになります。

なお、更新の登録申請は、現に有効な登録が満了する日の約３ヶ月前から受付します。

更新の申請書の様式、必要な添付書類、提出部数については、新規の登録申請と同様です。

## ４　申請手続について

申請書、添付書類の作成にあっては、以下のことに留意してください。

(1) 記載例や提出書類一覧表を参考に申請書類を作成してください。

(2) 申請書類はＡ４判とします。

(3) 申請書類の審査を受付窓口で受け、添付書類又は記載事項に不備があれば修正してください。（申請書類を受理できない場合があります。）

## ５　申請手数料（平成２３年４月１日現在）

| 業　の　区　分 | 新　規　登　録 | 更　新　登　録 |
|---|---|---|
| フロン類回収業 | ６，０００円 | ４，０００円 |

【午後３時まで】申請時にお渡しする納付書により三井住友銀行姫路市役所出張所（姫路市役所本館１階）で納付してください。

【午後３時以降】申請時に現金で納付してください。

※　平成２３年　３月３１日をもって姫路市収入証紙は廃止されました。

## ６　登録通知書

登録が完了すると、登録通知書が交付されます。登録通知書は当課の窓口で受け取ってください。ただし、登録通知書の郵送を希望される方は、簡易書留郵便により郵送しますので、申請時に宛先を記載した角２形（Ａ４）封筒（郵便切手４５０円分を貼付）をご持参ください。

## ７　変更（廃止）届出について

登録申請書に記載した事項に変更があったときは、「フロン類回収業者変更届出書」と変更事項ごとに必要な添付書類（「フロン類回収業変更(廃止)届出要領」を参照）を変更があった日から３０日以内に提出してください。又、廃止の場合は「フロン類回収業廃止届出書」を、廃止の日から３０日以内に提出してください。郵送でも結構です。

## ８　新規登録される方へ

登録を受けた後、電子マニフェスト制度による移動報告等の実施のために、フロン類回収業者として自動車リサイクルシステムへの事業者登録が別途必要となります（更新登録の際は、不要です）。登録申込みは「自動車リサイクルシステム事業者情報登録センター」が受付します。

事業者登録申込書は「事業者情報登録センター」で入手可能です。詳しくは、下記へお問い合わせください。

（事業者登録申込書類郵送先・お問い合わせ先）

**自動車リサイクルシステム事業者情報登録センター**

電　話　（０５０）３７８６－８８２２

〒１２５－００６１　東京都葛飾区亀有駅前郵便局留

## フロン類回収業者（新規・更新）登録申請に必要な提出書類一覧

**フロン類回収業者登録申請書（記載事項）**

| |
|---|
| ①　氏名又は名称・住所（法人にあっては、その代表者の氏名） |
| ②　役員の氏名（申請者が法人である場合） |
| ③　法定代理人の氏名・住所等（申請者が未成年者である場合）<br>・法定代理人が個人の場合は、その法定代理人の住所及び氏名<br>・法定代理人が法人の場合は、その法定代理人の名称及び住所並びにその代表者と役員の氏名 |
| ④　事業所の名称・所在地 |
| ⑤　回収しようとするフロン類の種類 |
| ⑥　フロン類回収設備の種類、能力及び台数 |

**フロン類回収業者登録申請書に添付する書類**

| |
|---|
| (1) 住民票の写し（申請者が個人である場合、未成年者である場合は下記も提出してください。）<br>・法定代理人が個人の場合は、法定代理人の住民票の写し<br>・法定代理人が法人の場合は、法定代理人の登記事項証明書のうち「履歴事項全部証明書」及びその役員の住民票の写し |
| (2) 登記事項証明書のうち「履歴事項全部証明書」（申請者が法人である場合） |
| (3) 誓約書（欠格要件に該当しない者であることを誓約する書面） |
| (4) フロン類回収設備の所有権（又は使用権）を有することを証する書類<br>（購入契約書、納品書、領収書、販売証明書、借用契約書、共同使用規定書等の写し） |
| (5) フロン類回収設備の種類（ＣＦＣ、ＨＦＣ、ＣＦＣ・ＨＦＣ兼用)、能力（ｇ／分）を説明する書類<br>（取扱説明書、仕様書、カタログ等の写し） |
| (6) 事業所周辺の地図（事業所の位置を明記してください。） |
| (7) 更新の申請では、現登録通知書の写し |
| (8) ４５０円分の切手（簡易書留料金）を貼付し、宛先を記載した角形２号（Ａ４）封筒<br>（登録通知書の郵送を希望する場合のみ） |